コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

Hakuten Corporation

最終更新日：2018年12月26日
株式会社博展
代表取締役社長 田口 徳久
問合せ先：取締役経営本部長 田中 雅樹
証券コード：2173
https://www.hakuten.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、経営の透明性と効率性を高め、法令遵守及び企業倫理の遵守の経営を徹底し、タイムリーディスクロージャーを行うことを企業経営の基本方針とし、この経営基本方針を実現するために、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を図ることが必要であると判断し、取締役会及び監査役会でコーポレート・ガバナンス体制の監視・監督を行うとともに、代表取締役社長を委員長とするコンプライアンス委員会を組織し、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守を徹底することとしております。
また、企業の永続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主を含めたすべてのステークホルダーとの良好な関係を築き、企業価値を高める努力を継続してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、東京証券取引所JASDAQ上場企業として取組みが求められている、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。なお、情報開示の充実の一環として、下記の原則について実施しない理由と今後の方針を記載いたします。

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
当社は現在、1名の独立社外取締役を選任しております。現在の当社事業規模からみて、十分な実効性を確保できていると認識しておりますが、事業規模の拡大を念頭に、定期的に増員の必要性を検討してまいります。

【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】
現在、独立した任意の諮問委員会として指名・報酬諮問委員会の設置を検討しており、社外取締役を委員長として任命する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、東京証券取引所JASDAQに上場しておりますが、コーポレート・ガバナンスの状況について、より適切な情報開示を行うため、コーポレートガバナンス・コードにおいて特定の事項を開示すべきとされる原則への対応状況を下記の通り開示いたします。

【原則1-4　政策保有株式】
当社は、取引先との業務提携や関係強化または同業他社分析など、企業価値の向上に合理的であると認められる場合に株式を保有する方針であり、保有の意義が希薄であると考えられる株式については縮減も含めて検討してまいります。
議決権については、当該株式の保有目的を踏まえつつ、議案の内容が株式価値向上に資するものであるかを精査したうえで適切に行使いたします。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社グループがその役員や主要株主等との間で取引を行う場合には、当該取引が当社グループ及び株主共同の利益等を害することがないよう、取引条件が一般の取引と同様であることが明白である場合を除き、当該取引についてあらかじめ取締役会に付議し、その承認を得ることとしております。

【原則2-3　社会・環境問題をはじめとするサステナナビリティを巡る課題】
当社は、サステナビリティ（持続可能性）を経営の根幹に取り入れることで、自社の競争力とブランド価値を高める取り組みである「サステナブル・ブランド」を、国内において認知向上させることが企業責務であると捉え、サステナブル・ブランド国際会議の国内開催を主催しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
（1）当社の経営理念「Communication Design　人と人の、笑顔が創り出す未来へ。」とその想いを当社ホームページにて開示しております。
≪経営理念≫https://www.hakuten.co.jp/contents/company/philosophy/
また、中期経営計画についてはローリング方式にて作成しており、毎年5月に開示をしております。
（2）本報告書「1コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」「1．基本的な考え方」をご参照ください。
（3）取締役等の報酬につきましては、世間水準及び財務状況等を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責と成果に応じて、取締役報酬は取締役会により、監査役報酬は監査役会によりそれぞれ決定しております。
（4）経営陣幹部の選解任にあたっては、企業価値向上への貢献度や経歴、能力、人格等を総合的に勘案し、取締役会において指名しております。
取締役・監査役候補の選解任にあたっては、知識・経験・能力のバランスや高い専門性等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。なお、監査役の選任については、監査役会の同意を得ております。
（5）取締役・監査役候補者の選解任理由につきましては、「株主総会招集ご通知」にて開示しております。

【補充原則4-1-1　経営陣に対する委任の範囲】
当社は、「取締役会規程」を定め、法令等に準拠して取締役会にて審議すべき事項を定めております。また、「職務権限規程」にて業務項目ごとに決裁権限を定め、業務執行の委任の範囲を規定しております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法に定める要件に加え、上場証券取引所の定める独立役員の独立性基準を満たす者を社外取締役として選任しております。

【補充原則4-11-1　取締役会の構成と選任方針】
当社は、取締役5名（うち、社外取締役1名）、監査役3名（うち、社外監査役2名）にて取締役会を構成しております。同業出身者にこだわることなく、専門的な知見や経営者としての豊富な経験等を重視して選任しております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の兼任状況】
取締役及び監査役並びにそれらの候補者の重要な兼職の状況につきましては、「株主総会招集ご通知」や有価証券報告書等の開示書類にて、毎年適切に開示を行っております。社外取締役及び社外監査役をはじめ、各取締役及び監査役は当社の事業等を十分理解し、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間と労力を十分確保できる兼職状況であると認識しております。

【補充原則4-11-3　取締役会の実効性の評価と概要】
当社は、取締役会の実効性の維持・向上のため、毎年定期的に取締役及び監査役による自己評価等の方法により、取締役会の実行性についての分析・評価を行っております。取締役及び監査役全員に対してアンケートを実施し、評価結果として概ね問題がないことを確認しておりますが、抽出された課題を基に取締役会における審議内容の継続的な改善等に役立てていく所存です。

【補充原則4-14-2　取締役・監査役に対するトレーニングの方針】
当社は、新任役員就任時に、役員として遵守すべき法的な義務、責任等について説明を行うほか、必要に応じて外部機関による研修等も活用しております。また、社外役員に対しては、当社の事業内容や経営戦略、財務内容等について個別に説明の機会を設けております。

【原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
株主・投資家の皆様との対話につきましては、代表取締役社長、担当取締役等と連携しつつ経営企画部が担当いたします。当社のIRの方法として、株主総会における業績等の説明や決算説明会、当社ホームページによる情報開示等を実施しております。今後も、当社の経営戦略や事業環境に関する理解を深めていただけるような活動を実施していきたいと考えております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社T&Pホールディングス	1,515,000	38.53
株式会社ティーケーピー	155,000	3.94
博展従業員持株会	137,900	3.50
株式会社アルビノ	120,000	3.05
資産管理サービス信託銀行株式会社	85,000	2.16
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券	68,000	1.72
DAIWA CM SINGAPORE LTD － NOMINEE UCHIGASAKI SHUNSUKE（常任代理人　大和証券株式会社）	47,325	1.20
日本証券金融株式会社	43,600	1.10
BAY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS（E）BD	42,900	1.09
鎌田　光和	40,200	1.02

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
金森 浩之	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
金森 浩之	○	―――	同氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を有しており、また複数の上場企業において社外監査役として経営全般の監査に従事された経験を有していることから、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと期待し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査については、原則として毎月開催される取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、適宜監査役会を開催し、取締役会の内容や会社の運営状況についての意見交換を行っております。また監査方針及び監査計画に基づいた業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査し、定期的に内部監査状況の報告を受けることで、内部監査室とも連携した監査を行っております。監査役会は会計監査人による会計監査の結果について報告を受け、その適正性について検証し、必要な情報交換、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
梶浦 公靖	他の会社の出身者													
山田 毅志	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
梶浦 公靖	○	―――	同氏は、当社の事業内容等に精通しており、また企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。
山田 毅志	○	―――	同氏は、当社の事業内容等に精通しており、また公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を、当社の監査体制にいかしていただくため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める一般株主と利益相反の生じるおそれがあるとされる事項に該当しておらず、独立性を有しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員につきましては、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

ストックオプション制度に関しましては、平成27年5月に発表した中期経営計画における平成29年3月期（未達成のため消滅）及び平成30年3月期の連結営業利益目標の達成を条件としたものであり、業績向上への意欲や士気を高めることを目的として付与しております。また、その他の制度として、期初に設定した目標を達成した場合に、規程に基づきインセンティブ報酬を支給しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

平成28年2月に交付したストックオプションの行使条件として、平成27年5月に発表した中期経営計画における平成29年3月期（未達成のため消滅）及び平成30年3月期の連結営業利益目標を達成することとしております。上記連結営業利益目標の達成に対する士気を高めるため、当該ストックオプション付与時における当社及び子会社の役職員を付与対象者としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成30年3月期における、当社の取締役及び監査役に対する報酬は以下のとおりであります。
取締役 6名 87,630千円（うち社外取締役 3,600千円）
監査役 3名 16,186千円（うち社外監査役 6,150千円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役等の報酬については、世間水準及び財務状況等を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責と成果に応じて、取締役報酬は取締役会により、監査役報酬は監査役会によりそれぞれ決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

専従スタッフはおりませんが、経営本部において適宜対応しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成され、少数の取締役とすることで、機動的かつ弾力的な経営を行うよう努めております。定時取締役会を原則として毎月一度開催しているほか、定時以外においても決裁又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営上重要な意思決定を決議するほか、各部門における業務執行の監督も行っております。

[監査・監督]
（1）監査役
監査役監査については、原則として毎月開催される取締役会に出席し、必要に応じて意見を述べるほか、適宜監査役会を開催し、取締役会の内容や会社の運営状況についての意見交換を行っております。また監査方針及び監査計画に基づいた業務及び財産の状況調査を通して、取締役の職務遂行を監査し、定期的に内部監査状況の報告を受けることで、内部監査室とも連携した監査を行っております。監査役会は会計監査人による会計監査の結果について報告を受け、その適正性について検証し、必要な情報交換、意見交換を行っております。
（2）内部監査

当社の内部監査は、社長直属の機関である内部監査室において、期初に策定する計画に基づき、定期的に各部門における重要事項及び社内規程の遵守状況等について業務監査を行っており、その結果については定期的に代表取締役に報告しております。
改善事項等が検出された場合には、対象部門に対し具体的な改善計画の策定を求め、かつ改善実施状況の確認を行っております。
また、監査役会及び会計監査人との連携により、内部監査業務の効率化、合理化を図りその機能の強化に努めております。

(3) 会計監査人

当社は会社法第2条第6号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、同法の規定に基づく会計監査人を設置しております。
会計監査については、当社と監査契約を締結しているEY新日本有限責任監査法人から会計監査を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、指定有限責任社員業務執行社員 廿楽眞明、指定有限責任社員業務執行社員 金野広義であり、監査証明業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他11名であります。なお、継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

【取締役候補者の選定】

取締役候補者の選任にあたっては、知識・経験・能力のバランスや高い専門性等を総合的に勘案し、取締役会において決定しております。

【取締役等の報酬の決定に関する事項】

取締役等の報酬については、世間水準及び財務状況等を考慮し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の役員の職責と成果に応じて、取締役報酬は取締役会により、監査役報酬は監査役会によりそれぞれ決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。コーポレート・ガバナンスにおいて外部からの中立的な経営監視体制が重要であるとの観点から、社外取締役1名を選任しているほか、監査役の内最低1名は独立役員としての社外監査役としております。社外取締役、監査役会、内部監査室・会計監査人の相互連携等を行う体制が、当社の業容及び特性から最適であり、又経営に対する監督機能の強化と透明性の向上を確保できるという認識の下、現状の体制を選択しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使の検討に十分な時間を充てることができるよう、株主総会開催の2週間以上前に株主総会招集通知を発送しております。平成30年3月期においては、6月27日の定時株主総会に対し、6月8日に発送いたしました。
その他	株主の皆様にご理解を一層深めて頂くよう、招集通知に図表やグラフを活用し、ビジュアル化を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向け説明会を年2回開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信・適時開示書類、IRニュース等の各情報の充実を継続的に推進し、積極的にホームページにて掲載いたします。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当部署：経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
その他	社員一人ひとりが能力を最大限に発揮して、自らの価値を高めることができる健全な雇用・労働環境の整備を人事の基本方針としています。性別や国籍の違いだけでなく、家庭で育児や介護に取り組んでいるなど、様々な社員がいますが、そのような多様な人材が価値観を共有し、切磋琢磨しながら成長していくこと及びそのようなダイバーシティを受容して、より柔軟で強い組織体制を構築していくことが、継続的に企業価値を創出していくために不可欠であると考え、人事諸施策を展開しています。 具体的には、このような人材を支援するために、育児休暇取得期間の法定を上回る整備、育児・介護と仕事を両立するための柔軟な勤務時間の設定、配偶者の転勤に伴う退職時の再雇用制度の導入をはじめとする各種支援策を講じております。併せて、これら各種制度の浸透を図り、利用しやすい環境づくりも推進しております。 今後も、社員の人員構成、ライフステージや環境変化に応じた諸制度の見直し及び拡充を図り、多様な人材が活躍できるよう様々な施策を検討・実行してまいります。 <女性の活躍の方針、取組みに関して> 当社では、女性の活用を積極的に進めており、採用や昇格等あらゆるステージにおいて、性別に関係なく実力や成果に応じた評価・処遇を行っております。現在女性の役員はおりませんが、管理職に占める女性の比率は約9.0%となっております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のように決議いたしました。この基本方針に基づき、業務の適正性を確保していくとともに、今後もより効果的な内部統制システムの構築を目指して、常に現状の見直しを行い、継続的な改善を図ってまいります。

Ａ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第１項第４号)
(ア) 取締役及び使用人は「経営理念」「行動規範」並びにコンプライアンス規程に規定された行動倫理規範に基づき、法令、定款その他社内規程等の遵守及び企業倫理の遵守に努める。
(イ) コンプライアンス委員会規程に基づき、当社の全部門を網羅するコンプライアンス委員会を組織して、社内の隅々に至るまで法令遵守と企業倫理遵守の徹底に努める。
(ウ) 内部監査部門がコンプライアンス体制の運用状況を監査、検証し、その結果を代表取締役及び監査役に報告する。
(エ) 社内研修等の機会を通じて、コンプライアンスの重要性に関して周知、徹底を図り、定期的にコンプライアンス体制のチェックを行い、改善すべき点の洗い出しを行う。
(オ) 反社会的勢力による不当要求等への対応を一元所管する部署を定め、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然とした態度で対応する。

Ｂ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
(会社法施行規則第100条第１項第１号)
(ア) 法令及び文書管理規程その他の情報管理に係る社内規程に従って文書作成及び情報の管理･保存･廃棄を行う。
(イ) 情報管理規程に定める管理責任者は情報管理体制を整備し、法令等に則り必要な情報開示を行う。
(ウ) 取締役の職務執行に係る情報の文書作成･保存･管理状況について、監査役の監査を受ける。

Ｃ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(会社法施行規則第100条第１項第２号)
(ア) 情報管理規程において重要事実に関しての報告義務が全従業員に課せられている。
(イ) 内部監査部門が定期的に各部署に対する内部監査を行い、多額の損失発生のリスク管理について改善すべき点があれば指摘し、その結果を代表取締役社長、監査役に報告する。
(ウ) 代表取締役社長は、多額の損失発生のリスク管理状況を取締役会に定期的に報告する。
(エ) 取締役会が把握している多額の損失発生のリスク状況に関しては、法令等に従い、適切な開示を行う。

Ｄ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第１項第３号)
(ア) 定時取締役会を原則として月一度開催するほか、定時以外においても決裁又は報告の必要な事案が生じた場合は、適宜臨時取締役会を開催する。
(イ) 取締役会は、業務執行の計画立案、審議、並びに進捗管理を行うことを目的として経営会議を設置し、定期的に開催する。
(ウ) 事業部門ごと、使用人の役職に応じて定められた業務分掌に基づき業務執行することにより、機動的かつ統制の効いた執行体制を確立し、取締役会における意思決定の適正化、効率化を図る。

Ｅ．次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第１項第５号)
(ア) 子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法598条１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ウ及びエにおいて「取締役等」という。）の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
(a) 当社は子会社に、当社が定める関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、月次の予実管理表、四半期毎の決算資料及び必要に応じて関係資料等の提出を求める。
(b) 当社は子会社に、当社の取締役が参加する取締役会を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について当社に報告することを求める。
(イ) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(a) 当社は子会社に、リスクの発生防止と発生したリスクに対しての適切な対応を行うことにより、会社損失の最小化を図るよう求める。
(b) 当社は子会社に、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役へ報告する体制を構築するよう求める。
(ウ) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(a) 当社は子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、子会社経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社に基本方針及び業務遂行に必要なルールの策定を求める。
(b) 当社は、定期的に開催される、当社の取締役が参加する取締役会において、経営に関する重要事項について、関係法規、経営判断の原則及び善良なる管理者の注意義務等に基づき決定を行うとともに、定期的に職務の執行状況等について報告することを求める。
(エ) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(a) 当社は子会社に、その取締役等及び使用人が子会社の策定した基本方針に基づき、社会的な要請に応える適法かつ公正な事業活動に努める体制の構築を求める。
(b) 当社は子会社に、コンプライアンスの遵守状況及び内部統制システムの整備･運用状況を確認するために、当社の監査役及び内部監査部門による評価を求める。
(c) 当社は子会社に、法令等の違反行為その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るために社内通報窓口制度を導入し、利用することを求める。

Ｆ．監査役がその職務の補助をすべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第３項第１号、２号)
(ア) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、当該使用人を指名することができる。
(イ) 監査役が指定する補助すべき期間中、当該使用人に関しては監査役に指揮権が移譲したものとして、取締役の指揮命令は受けず、また、監

査役の同意なしに、解任することができないものとする。

G．次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第３項第４号)
(ア) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
(a) 情報管理規程に基づき、重要事実に関する情報については、使用人が認識をした場合、管理責任者に通報し、管理責任者が適時監査役へ報告する。
(b) 監査役が取締役会及び経営会議その他の重要な会議に出席し、又、必要に応じて取締役及び使用人に対し書類の提出を求め、業務執行について報告を受ける。
(イ) 子会社の取締役、監査役、執行役、業務を執行する社員、法598条１項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（本項目において「取締役等」という。）及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
(a) 子会社の取締役等及び使用人は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
(b) 子会社の取締役等及び使用人は、法令等の違反行為等、当社グループに著しい損失を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の取締役へ報告を行い、取締役は監査役に報告を行う。
(c) 当社の取締役及び内部監査部門は、定期的に当社の監査役に対し、子会社における内部統制監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。

H．監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第３項第５号)
当社は、監査役への報告を行った当社グループの役員及び使用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止することを公益通報者保護規程に明記する。

I．監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
(会社法施行規則第100条第３項第６号)
監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払等の請求があったときは、経営管理部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

J．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第３項第７号)
(ア) 代表取締役は、監査役と定期的に意見交換を行う。
(イ) 監査役は会計監査人と連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
(ウ) 監査役と内部監査部門との連絡会を開催し、定期的に情報交換を行う。
(エ) 監査役が必要に応じて弁護士等の外部の専門家に相談できる体制を確保する。

K．本方針は常時見直しを行い、より適切な内部統制システムの整備に努めるものとする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力との関係の排除につきましては、平成18年11月に築地地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定時総会・地区連絡会(研究会・情報交換会)へ参加して常に最新の情報を収集するとともに、社内においては、反社会的勢力対策規程、不当要求危機管理方針及びマニュアルを作成し、不測の事態に備える等、反社会的勢力対策体制を構築しております。

また、反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る規程等の整備を行い、社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を持たず、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携して対応いたします。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート･ガバナンス体制等に関する事項

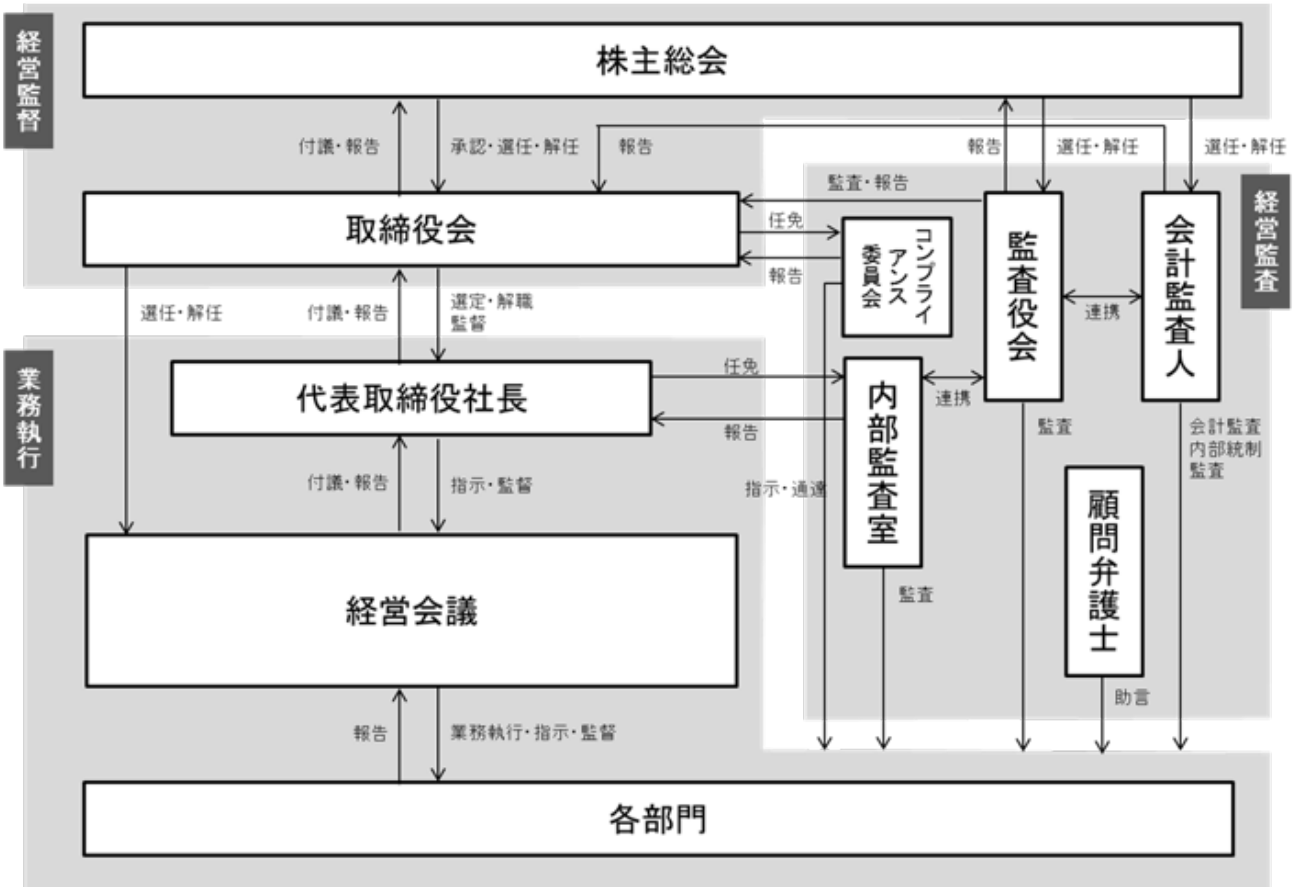
1．会社情報の適時開示に係る基本方針
　当社は、会社を取り巻くステークホルダーである株主、顧客、従業員、取引先、社会といった各主体と健全で前向き、かつ良好な関係が築かれ維持されることが最も重要なことであり、そのことにより株主にとっての利益も最大化されると確信いたしております。
　このような観点から、当社は証券関連諸法令及び株式会社東京証券取引所の定める「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則」に従い、投資家への適時開示に取組んでいくと同時に、関係する全てのステークホルダーに対しても、可能な限り企業情報を開示し、経営の透明性･公開性を高めるよう、努めてまいります。

2．適時開示に係る社内体制
　当社では、証券関連諸法令及び株式会社東京証券取引所が定める適時開示規則の遵守を前提に、経営本部長を情報取扱責任者として、情報の収集及び一元管理を行っております。情報開示においては、開示の要否、開示内容、開示方法について、経営本部長及び関係部門が協議を行い、適宜、会計監査人、弁護士等へ相談の上、経営本部長へ報告を行います。経営本部長は、代表取締役、取締役会に報告し、承認後速やかに開示手続きを行います。

3．情報開示手続きについて
(1) 決定事実に関する情報
(ア) 会社運営上、重要な決定事実に関しては、取締役会にて決議後、情報取扱責任者である経営本部長が速やかに開示を行います。
(2) 発生事実に関する情報
(ア) 会社運営上、重要な発生事実については、関係部門が速やかに経営本部長へ報告を行います。
(イ) 経営本部で、開示の必要性、開示内容、開示方法について協議し、開示が必要な場合には、代表取締役又は取締役会へ報告、承認の上、経営本部長は速やかに開示を行います。
(3) 決算情報
(ア) 決算に関する情報及び業績予想の修正などについては、取締役会への報告、承認後、経営本部長は速やかに開示を行います。

【参考資料】

■コーポレート・ガバナンス体制の模式図



■適時開示体制の概要図

